

大阪府再犯防止推進協議会の設置運営に関する要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、府域の状況に応じて再犯の防止等に関する施策を推進していくに当たり、国等の関係機関と協議し、連携を図っていくことを目的に、大阪府再犯防止推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 府域における再犯の防止等に関する課題と取組
- (2) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進協議会は、別表に掲げる機関により構成する。

2 推進協議会に、会長を置く。

3 会長は、大阪府危機管理室治安対策課長とし、推進協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長を務める。

2 会議には、別表に掲げる機関の実務担当者が出席するものとする。

(庶務)

第5条 推進協議会の庶務は、大阪府危機管理室治安対策課が掌る。

(個人情報の保護等)

第6条 推進協議会の出席者は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）その他法令を順守するとともに、知り得た個人情報を他の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

機関名
大阪府
大阪地方検察庁
大阪保護観察所
大阪矯正管区
近畿地方更生保護委員会
大阪府社会福祉協議会
大阪府就労支援事業者機構